



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第63号 令和元年8月5日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
275	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
276	同	同
277	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
278	生活保護法の規定による指定医療機関から名称の変更について届出があった件	同
279	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
280	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	健康づくり課 感染症・疾病対策室
281	同	同
282	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
283	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
284	同	同
285	道路の区域を変更する件	道路整備課
286	同	同

【告示】

番 号	表	題	担当課名
2 8 7	同		同
2 8 8	同		同
2 8 9	同		同
2 9 0		道路の供用を開始する件	同
2 9 1	同		同
2 9 2	同		同
2 9 3	同		同

徳島県告示第二百七十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の件名及び数量  
総合教育センター所内機器類 一式
- 2 借入物品等の特質等  
入札説明書による。

3 借入期間

令和二年三月一日から令和七年二月二十八日まで

4 納入場所

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先  
徳島市万代町一丁目一番地

四 仕様内容についての問合せ先  
徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二〇六七）  
徳島市万代町一丁目一番地

五 入札に参加する者に求められる事項等  
（三五）

- 1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説

明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限  
令和元年九月十七日（火曜日）午前十一時
- (二) 提出場所  
郵便番号七七 八五七  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県経営戦略部管財課調度担当
- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

## 六 入札手続等

### 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時  
令和元年九月二十七日（金曜日）午前十時
- (二) 場所  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県経営戦略部管財課入札室
- (三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

### 2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

- (一) 受領期限  
令和元年九月二十六日（木曜日）午後五時
- (二) 宛先  
郵便番号七七 八五七  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県経営戦略部管財課調度担当

### 3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金及び契約保証金

免除

### 6 入札の無効

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

#### 8 契約書の作成の要否

#### 9 その他

詳細は、入札説明書による。

#### 七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Subject matter of the contract Equipment Lease 1 set

2 Term of Lease

From March 1, 2020 to February 28, 2025

3 Time Limit of Tender

10:00 a.m on September 27, 2019

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Section, Management Strategy Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai - cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第二百七十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の件名及び数量  
誘導結合プラズマ質量分析装置 一式
- 2 借入物品等の特質等  
入札説明書による。

3 借入期間

令和二年二月一日から令和七年一月三十一日まで

4 納入場所

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二〇六七）

四 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県環境部環境管理課水質担当（電話 八八 六二一 二二三三二）

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限  
令和元年九月十七日（火曜日）午前十一時
- (二) 提出場所  
郵便番号七七 八五七  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県経営戦略部管財課調度担当
- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

## 六 入札手続等

### 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時  
令和元年九月二十七日（金曜日）午前十時三十分
- (二) 場所  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県経営戦略部管財課入札室
- (三) 入札書の提出方法  
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

### 2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

- (一) 受領期限  
令和元年九月二十六日（木曜日）午後五時
- (二) 宛先  
郵便番号七七 八五七  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県経営戦略部管財課調度担当

### 3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金及び契約保証金

免除

### 6 入札の無効

- (二)(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

## 8 契約書の作成の要否

## 9 その他

詳細は、入札説明書による。

## 七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased  
Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometer Lease 1 set

2 Term of Lease

From February 1, 2020 to January 31, 2025

3 Time Limit of Tender

10:30 a.m on September 27, 2019

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender  
Property Management Section, Management Strategy Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai - cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067



徳島県告示第二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
林病院	徳島市大原町千代ヶ丸山三〇二〇	医療法人すこやか	令和元年七月一日
なかがわ耳鼻咽喉科クリック	鳴門市撫養町大桑島北ノ浜六三	中川 英幸	同
加地薬局鳴門店	同 六二二	株式会社グランドプラス	同
ありす調剤薬局阿南店	一 阿南市上中町南島三二五	有限会社add	同

徳島県告示第二百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
ファルコはやぶ さ薬局徳島駅前 店	ファルコ薬局徳 島駅前店	徳島市一番町二丁目 一二	株式会社ファル コファーマシー ズ	令和元年七月 一日

徳島県告示第二百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
林病院	徳島市大原町東千代ケ丸一九五二	医療法人すこやか	令和元年六月三十日
大池医院	三好市池田町シマ六九一	医療法人大池会	平成三十一年三月三十一日
もりくりニック	徳島市八百屋町三丁目二六 大同生命徳島ビル四階	盛 修 一	令和元年六月二十五日
かずらばし調剤薬局	三好市西祖谷山村一宇三六九一	社 しこく調剤株式会社	同 七月一日

徳島県告示第二百八十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬（行政備蓄用タミフルカプセル） 二千八百二十箱
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県保健福祉部健康づくり課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和元年五月三十一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
中外製薬株式会社  
東京都北区浮間五丁目五番一号
- 五 契約金額  
五千三百十三万七千二百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第二百八十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬（行政備蓄用イナビル）  
三百容器包装 百四十一包装  
二容器包装 五百五十包装
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県保健福祉部健康づくり課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和元年五月三十一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
第一三共株式会社  
東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号
- 五 契約金額  
三千七百五十七万三千三百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市那賀川町 平島上土地改良区	令和元年六月十七日

徳島県告示第二百八十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好市三野町清水字塩塚一三二五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩塚一三二五の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二百八十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好市山城町光兼字光兼五二三、五二四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字光兼五二三・五二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）



徳島県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	4	路線名	丸亀三好
区 間	同 先まで 四〇五五番三五七地	三好郡東みよし町昼間字 前山四〇五五番三六二地 先から 同 四〇五五番三五七地	
新旧 の別	新	旧	
敷地の幅員 (メートル)	二四・一〇四二・八	八・三丁一〇・一	
延長 (メートル)	二二・六	二二・六	

徳島県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

3 1		整理 番号
鴨島神山		路線名
同	名西郡神山町阿野字二ノ 宮五二番一地从先から 同 六四番一地从先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
八・一〇二五・九	三・〇〇二二・三	敷 地の 幅 員 (メートル)
一一八・〇	一一八・〇	延 長 (メートル)

徳島県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
4 4	三加茂東祖 谷山	三好郡東みよし町西庄字 野根上一九二番一地先か ら 同 で 一九二番四地先ま	旧	九・二丁一一・一	一一・五
		同	新	一一・九〇一三・九	一一・五

徳島県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 7 2		整理 番号
上名西字		路線名
同	同 三好市山城町上名字梅ノ 谷七四四番一四地先から 七四四番三地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
五・七〇 二二・三	五・七〇 二二・六	敷地 の幅員 (メートル)
六九・九	六九・九	延 長 (メートル)

徳島県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

274	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員  (メートル)	延 長  (メートル)
坂野羽ノ浦		小松島市坂野町字春日二 六番一地先から 同 字宮ノ東 四一番七地先まで	同	新	八・八〇二七・〇	一六四・〇
				旧	八・一〇二七・〇	一六四・〇

徳島県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
4	丸亀三好	三好郡東みよし町昼間字前山 四〇五五番三六二地先から 同 四〇五五番三五七地先まで	二一・六	令和元年八月五日

徳島県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
4 4	三加茂東祖 谷山	三好郡東みよし町西庄字野根 上一九二番一地先から 同 一九二番四地先まで	一一・五	令和元年八月五日

徳島県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

2 7 2	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		上名西宇	三好市山城町上名字梅ノ谷七 四四番一四地先から 同 四四番三地先まで	六九・九	令和元年八月五日



徳島県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

274	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		坂野羽ノ浦	小松島市坂野町字春日二六番 一地先から 同 番七地先まで 字宮ノ東四一	一六四・〇	令和元年八月五日